

郡山市浄化槽設置整備事業補助金のご案内

単独処理浄化槽
又は
汲み取り便槽を
お使いの皆様へ



リフォーム等により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（7人槽）に転換すると…

総事業費

176 万円の場合※

本体価格	45万円	撤去工事費	20万円
埋設工事費	40万円	諸経費	10万円
宅内配管工事費	45万円	消費税	16万円

※敷地内の状況等により工事費は変動します。実際の工事費は、必ず浄化槽工事業者へご確認ください。

最大 89.4

万円の補助金が
交付されます

（設置する浄化槽の大きさや、元のトイレの方式により金額は異なります）

内訳

① 設置補助	41.4万円
② 撤去費補助	15.0万円
③ 宅内配管補助	33.0万円

① 浄化槽の設置費用に係る補助金額（上限）

	人槽	転換の場合	転換以外の場合 （新築等）
湖南町以外	5人槽	332,000円	対象外
	7人槽	414,000円	対象外
	10人槽	548,000円	対象外
湖南町※1	5人槽	1,112,000円	904,000円
	7人槽	1,439,000円	1,180,000円
	10人槽	1,696,000円	1,353,000円

補助金の交付を受けるには、区域等の条件があります。詳しくは、裏面及び郡山市上下水道局営業課のウェブサイトをご覧ください。



※1 湖南町で浄化槽を設置する際は、窒素りん除去型浄化槽としなければなりません。（根拠規定：福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例）

② 撤去費用に係る補助金額（上限）

転換に該当し、単独処理浄化槽を全撤去する場合
150,000円
転換に該当し、汲み取り便槽を全撤去する場合
120,000円

③ 宅内配管工事費用に係る補助金額（上限）

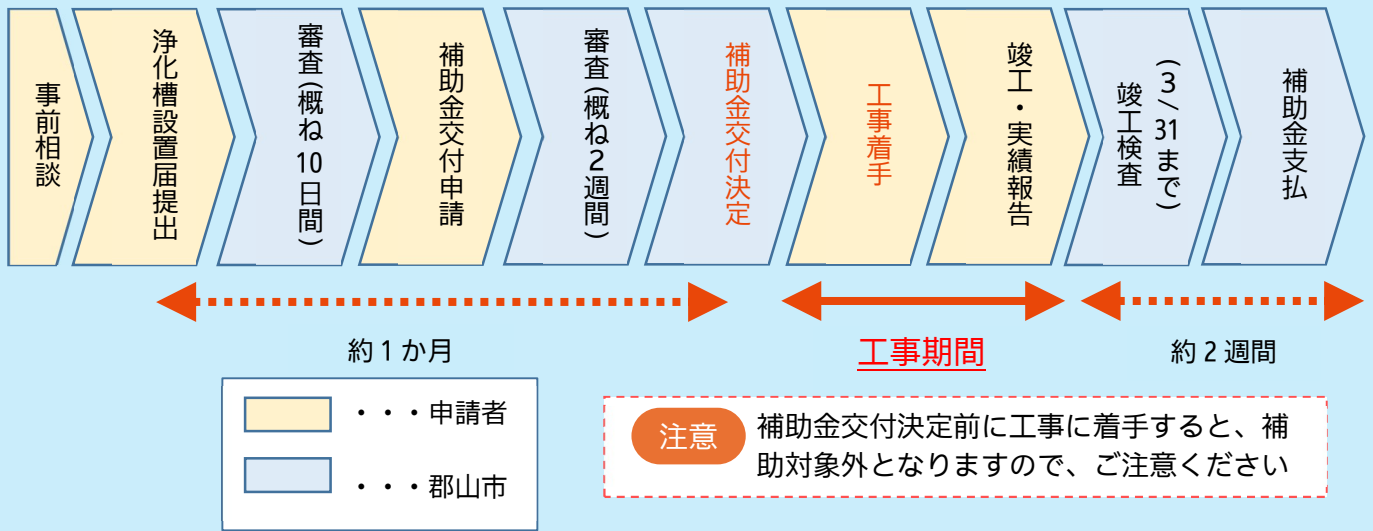
転換に該当し、新たに浄化槽に係る配管を設置する場合
330,000円

【重要】必ず事前に上下水道局営業課までお問い合わせください。

補助金の交付決定前に工事に着手すると、補助対象外となります。（裏面参照）

詳しくは、郡山市上下水道局営業課（TEL：024-932-7666）まで

補助金交付に係るスケジュール



補助対象区域 …浄化槽処理促進区域内※2

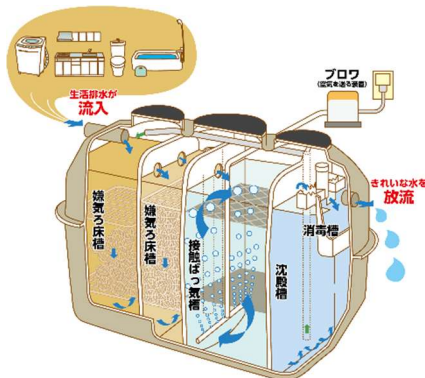
- ※2 以下の区域を除く市内全域
 (1) 公共下水道処理区域及び事業計画区域
 (2) 農業集落排水施設事業区域
必ず事前にお問い合わせください

対象となる建物 …以下の条件を満たす建物

- (1) 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を使用していること
- (2) 専用住宅又は店舗兼住宅（住宅部分が全体の1/2以上）
- (3) 既存の建物の全部又は一部を残していること（湖南町を除き、**新築は対象外**）
- (4) 補助対象区域内にあること

対象となる浄化槽 …以下の条件を満たすもの

- (1) 環境配慮型浄化槽であること（対象機種は右のQRコードから確認すること）
 - (2) 湖南町にあっては、(1)と同時に窒素りん除去型浄化槽※3であること
- ※3 放流水の総窒素濃度が10mg/L以下及び放流水の総リン濃度が1mg/L以下の機能を有する浄化槽



補助対象者 …単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換※4により、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する個人

※4 (単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を使っている) 既存の建物の一部又は全部を残して合併処理浄化槽を設置すること

なお、湖南町については、転換以外（新築等）も補助対象となります（窒素りん除去型浄化槽を設置が義務付けられているため）

（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付できません）

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者
- (3) 住宅を借りている者で貸人の承諾を得られないもの
- (4) 浄化槽を継続的に使用しない者
- (5) 郡山市税等に滞納がある者
- (6) 湖南町の区域において、この要綱により補助金の交付を受けて設置した窒素及びリン除去型浄化槽（設置した日の翌日から起算して10年を経過していないものに限る。）を廃して、新たに窒素及びリン除去型浄化槽を設置する者
- (7) 補助事業の期間内に浄化槽の設置ができない者（補助事業の期間：毎年4月1日から翌年3月31日まで）
- (8) 法第21条第1項若しくは第3項の登録又は法第33条第3項の規定による届出をしていない浄化槽工事業者の施工により浄化槽を設置する者

【問合せ先】

郡山市上下水道局 営業課 浄化槽係
 住所：〒963-8016 郡山市豊田町1番4号
 TEL：024-932-7666
 e-mail：eigyouty@city.koriyama.lg.jp